改正後	改正前
６　法附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 ［７　略］	６　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 ［７　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第四条　電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第５条、第６条、第15条及び第18条関係） 財　務　諸　表　様　式 ［様式第１～様式第14　略］	**別表第二**（第５条、第６条、第15条及び第18条関係） 財　務　諸　表　様　式 ［様式第１～様式第14　同左］
様式第15 指定電気通信役務損益明細表 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿ 年　月　日から 年　月　日まで （単位　円）	**様式第15** 指定電気通信役務損益明細表 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿ 年　月　日から 年　月　日まで （単位　円）

役務の種類			営業収益	営業費用	営業利益	摘　要
指定電気通信役務	音声伝送役務	基本料				
		市内・市外通信				
		公衆電話				
		その他				
		小計				
	ＦＴＴＨアクセスサービス					
	専用役務					
	その他					
	小計					
指定電気通信役務以外の電気通信役務						
合計						

役務の種類				営業収益	営業費用	営業利益	摘　要
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料				
			市内・市外通信				
			公衆電話				
			その他				
			小計				
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	ＦＴＴＨアクセスサービス					
		専用役務					
		その他					
		小計					
	小計						
指定電気通信役務以外の電気通信役務							
合計							

［略］ ［様式第16～様式第18　略］	［同左］ ［様式第16～様式第18　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	